

2024年11月26日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、当該原則等への適合性を確認するにあたっては、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(法人企画部)が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、当該原則等への適合性を確認するにあたっては、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(法人企画部)が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、当該原則等への適合性を確認するにあたっては、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(法人企画部)が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、当該原則等への適合性を確認するにあたっては、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(法人企画部)が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当社では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、当該原則等への適合性を確認するにあたっては、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(法人企画部)が、案件の情報を踏まえ、判断しております。なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

Ⅱ．Ⅰ．に準じる投融資

Ⅰ． 類型そのⅠ

（１）対象投融資の基準

当社では、Ⅰ．に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する融資（資金用途が以下のとおり限定されている融資）であること

- ・環境アセスメント実施済みの再生可能エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電設備、洋上風力発電施設）への融資
- ・認証取得済みのグリーンビル向けノンリコース・ローン
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスへの住宅ローン

（２）上記（１）の基準の策定および（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

（１）の当社独自の基準は法人企画部にて策定しており、次の①および②のいずれの基準も充足していると判断されるものを対象投融資と判断しております。

- ① 資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）等に定めるグリーンプロジェクトであること
 - ② 適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること
- また、投融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署である法人企画部が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）
- 以下の4つの要件をすべて満たす融資であること
- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ② 融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
 - ③ 融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年1回以上確認し、開示すること
 - ④ 融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- (1)の当社独自の基準は法人企画部にて策定しております。
- また、投融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署である法人企画部が、案件の情報を踏まえ、判断しております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

サステナビリティローン：サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）に適合するもの

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

（1）の当社独自の基準は法人企画部によって策定しており、当該基準に適合する投融資のうち一部については外部評価を受けております。外部評価を受けていないその他の投融資については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署である法人企画部が、案件の情報を踏まえ、判断しております。なお、グリーンプロジェクトへの充当金額についても法人企画部にて確認しております。

以上

当社における、わが国の気候変動対応に資する投融資残高は以下の通りです。

- ・ 2024年3月末時点：約2.0兆円